

○大野市クリーン農業スタート事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第106号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業分野におけるゼロカーボンの取組を推進するため、農業で利用する充電式機器の購入者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 農産物の出荷をしている市内の個人、法人、農業者団体又は農業者団体の構成員であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる機器（以下「対象機器」という。）の購入に要する経費とする。

- (1) 充電式刈払機（18V以上のバッテリーの利用が可能で、エンジン式刈払機23CC相当以上の出力を備えるもの）
- (2) 充電式噴霧器（10L以上のタンクを備え、最高圧力0.5MPa以上のもの）
- (3) 前2号の機器に係るバッテリー、充電器等の付属機器

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。ただし、対象機器の購入に伴い、既存のエンジン式機器を販売店等が引取りした場合は、30,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大野市クリーン農業スタート事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告の特例）

第7条 規則第10条の規定による実績報告は、第5条に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年告示第106号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第69号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

電話

大野市クリーン農業スタート事業補助金交付申請書兼請求書

大野市クリーン農業スタート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

なお、この申請に係る審査に必要な範囲において、大野市長が住民登録情報、市税の納付状況及び農産物の出荷状況を市の公簿等により調査し、又は関係機関に照会することを同意します。

記

1 交付申請金額 _____ 円

2 添付書類 対象の機器を購入したことを証する書類

既存のエンジン式機器を事業者に引取りさせたことを証する書類

振込先の通帳の写し

3 振込先金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店
口座種別	普通預金 当座預金	
口座番号		
口座名義人	(カタカナ)	